



福岡医発第 592 号 (総)

平成 24 年 5 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

福岡県医師会表彰規程による被表彰者の推薦方依頼について

福岡県医師会表彰規程による会員並びに医療従事者の表彰を 9 月 20 日開催予定の定例代議員会において行います。

つきましては、貴会会員並びに医療従事者で下記事項に該当する方がありましたら別紙により 7 月 20 日 (金) までにご推薦下さいますようお願い申し上げます。

(別添の様式により、fpma-somu@fukuoka.med.or.jp宛メールにてお送りいただけると幸甚に存じます。)

なお、経歴の通算及び加算は平成 24 年 3 月 31 日までです。

おって、該当者がいない場合もその旨ご連絡いたします。

記

1. 国家・社会的に多大の功績があり、本会又は会員の名誉を高めた者
(規程第 1 条第 1 号)
2. 本会の行う事業に関し多大の功績があり、次の各号のいずれかに該当する 65 才以上の会員の中から選考する。
 - 1) 郡市医師会役員の経歴が 20 年以上
 - 2) 本会委員会委員の経歴が 20 年以上
 - 3) 学校医の経歴が 35 年以上
 - 4) 診療報酬審査委員の経歴が 20 年以上
(規程第 1 条第 3 号)
3. 満 80 才に達し各医師会より推薦のあった者
(規程第 1 条第 4 号)
平成 23 年度中 (自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日) に満 80 才に達した会員 [昭和 6 年 4 月 1 日～昭和 7 年 3 月 31 日生まれ]
4. 福岡県医師会医療従事者表彰規程による該当者

但し、

1. 叙勲・褒章・大臣表彰及び日本医師会最高優功賞の受賞者は原則として対象としない。
2. 過去において本賞の受賞者は対象としない。(規程第 1 条第 4 号は除く)
3. 「経歴」は通算又は加算による。

福岡県医師会表彰規程

- 第1条 本会会員で次の各項に該当する者は、本規程により表彰する。
- 1 国家・社会的に多大の功績があり、本会又は会員の名誉を高めた者。
 - 2 本会の役員・代議員及び参与で、その任期が通算又は加算により 10 年間を経過した者。
 - 3 本会の行う事業に関し多大の功績があり、次の各号のいずれかに該当する 65 才以上の会員の中から選考する。
 - 1) 郡市医師会役員の経歴が 20 年以上
 - 2) 本会委員会委員の経歴が 20 年以上
 - 3) 学校医の経歴が 35 年以上
 - 4) 診療報酬審査委員の経歴が 20 年以上
 - 4 満 80 才に達し各医師会より推薦のあった者。
 - 5 前各項以外で特に各医師会長より申し出があり理事会で承認された者。
- 第2条 表彰は次の方法により行う。
- 1 表彰状の授与
 - 2 会長が必要と認めた場合は金一封又は記念品を贈呈する。
- 第3条 次の場合は、原則として対象としない。
- 1 叙勲・褒章・大臣表彰及び日本医師会最高優功賞の受賞者。
 - 2 過去において本賞を受賞したもの。(第1条第4号は除く)
- 第4条 経歴は、通算又は加算による。
- 第5条 表彰の方法は、その都度理事会で決定する。但し、やむを得ない時は会長が専決処分することができる。
- 第6条 本規程の改正は、理事会で決める。

付 記

本規程は昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。
平成 9 年 4 月 1 日一部改正

福岡県医師会医療従事者表彰規程

第1条 福岡県医師会（以下「本会」という）の医療従事者に対する表彰に関しては、本規程の定めるところによる。

第2条 表彰は、本会並びに郡市医師会の事業推進及び向上発展に特に功績があった、次の各号に該当する医療従事者に対して行う。

- 1 郡市医師会立医師会病院及び臨床検査センターの技術者として25年以上勤務し、県知事表彰を受賞した者
- 2 郡市医師会立看護学校教務として25年以上勤務し、県知事表彰を受賞した者

第3条 被表彰者の推薦は、毎年本会会長が郡市医師会会長に依頼する。

第4条 被表彰者の選考は、本会理事会で行う。

第5条 表彰は、毎年1回別に定める本会会員の表彰と同時に9月の本会代議員会において行う。

付 則

1. 本規程の改廃は本会理事会で行う。
2. 本規程は平成2年7月5日から実施する。